

地 域 指 定 年 度	昭和 47 年度
計 画 策 定 年 度	昭和 47 年度
特別管理地域指定年度	昭和 52 年度
計 画 見 直 し 年 度	昭和 54 年度
	昭和 62 年度
	平成 7 年度
	平成 10 年度
	平成 26 年度
	令和元年度
	令和 6 年度

ニセコ町農業振興地域整備計画書

令和 7 年 4 月

北海道虻田郡ニセコ町

目 次

第 1 農用地利用計画..... 1	第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 16
1 土地利用区分の方向..... 1	1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 16
(1) 土地利用の方向..... 1	2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策..... 16
(2) 農業上の土地利用の方向..... 5	3 農業従事者就業促進施設..... 16
2 農用地利用計画..... 6	4 森林の整備その他林業の振興との関連 16
第 2 農業生産基盤の整備開発計画..... 7	第 8 生活環境施設の整備計画..... 17
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向... 7	1 生活環境施設の整備の目標..... 17
2 農業生産基盤整備開発計画..... 8	2 生活環境施設整備計画..... 17
3 森林の整備その他林業の振興との関連. 8	3 森林の整備その他林業の振興との関連 17
4 他事業との関係..... 8	4 その他の施設の整備に係わる事業との関連..... 17
第 3 農用地等の保全計画..... 9	第 9 付図..... 18
1 農用地等の保全の方向..... 9	別添 農用地利用計画図..... 19
2 農用地等保全整備計画..... 9	
3 農用地等の保全のための活動..... 9	
4 森林の整備その他林業の振興との関連. 9	
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画..... 10	
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 10	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.. 10	
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向..... 10	
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策..... 11	
3 森林の整備その他林業の振興との関連 11	
第 5 農業近代化施設の整備計画..... 12	
1 農業近代化施設の整備の方向..... 12	
2 農業近代化施設整備計画..... 13	
3 森林の整備その他林業の振興との関連 13	
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画..... 14	
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向..... 14	
2 農業就業者育成・確保施設整備計画.. 14	
3 農業を担うべき者のための支援の活動 15	
4 森林の整備その他林業の振興との関連 15	

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

ニセコ町は、北海道後志総合振興局の中央部にある羊蹄山（蝦夷富士）の西麓に位置し東は羊蹄山を基点として真狩村と倶知安町に隣接し、西はニセコアンベツ川及び昆布岳をへだてて、蘭越町に、南は昆布岳により豊浦町に連なり、北は倶知安町の一部と隣り合っている。

地勢は、東に羊蹄山、北にニセコアンヌプリ、南に昆布岳と四方を山に囲まれた波状傾斜の多い丘陵盆地を形成し、中央低地を主流の尻別川が流れ、その支流である真狩川、ルベシベ川、名無川、昆布川、ニセコアンベツ川流域には大小さまざまな水田があり、台地上の緩傾斜地の大半は、畑地や酪農地帯として農用地に利用されている。

農業振興地域の総面積は 8,687ha、うち農用地は 2,732ha であり、残りの大部分は民有林を主体とする山林・原野である。

土地資源は産業における生産活動の共通の基盤であり、公共の福祉、自然環境の保全、地域社会及び経済、文化等の諸条件に配慮しながら、合理的な利用の方向を図るものである。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (2024年)	2,651	30.5	19	0.2	5,120	58.9	—	—	—	—	897	10.4	8,687	100
目標	2,578	29.7	19	0.2	5,162 (0)	59.4 (0)	—	—	—	—	928	10.7	8,687	100
増減	-73		0		42		—		—		31		0	

(注) 1 () 内は混牧林地面積である。

2 現在(2024年)は「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」から記載

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約 2,732ha のうち、下記の a ～ c に該当する農用地で、次に掲げる約 137ha 以外の農用地 2,595ha について農用地区域を設定し、我が国の安定した食料生産基地としての一役を担って行く方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称及び計画名	位置 (集落名等)	面積(ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
自然条件による不適格 地、道路沿線市街地及び 河川敷地	字ニセコ	12		133	
	字曾我	17			
	字本通	1			
	字富士見	9			
	字元町	13			
	字有島	13			
	字羊蹄	-			
	字近藤	30			
	字豊里	2			
	字里見	4			
	字宮田	6			
	字富川	5			
	字黒川	3			
	字福井	1			
	字西富	16			
	字桂台	1			
計		133		133	

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設または変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・ 埋立てまたは干拓
- ・ 客土、明きょ排水、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ・ 都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置（集落名等）	面積(ha)	土地改良施設等の種類
該当なし	—	—	—

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる 2 ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名）	面積(ha)	農業用施設の種類
堆肥センター	字豊里	3.0	発酵棟、資材庫、車庫
TMRセンター	字富川	2.0	調整庫、バンカーサイロ、飼料タンク
米穀貯蔵集出荷施設	字里見	1.9	米穀貯蔵庫、穀物検査場（JAようてい）
計		6.9	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内の現況森林・原野等のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであり、かつ優良農地の保全や確保及び農業生産の担い手の経営規模の拡大と農業経営の合理化等が図られる適当な土地であって、当該農用地と一体的に保全する必要のある現況森林、原野等（混牧林地を除く。）について、農用地区域を設定する。

また、効率的な機械作業や圃場の大区画化を推進するため国営土地改良事業が進行中であるとともに個人による農地造成が予定されていることから、経営基盤の拡充を目的として計画地・予定地及び周辺農用地と一体的に保全を図る必要のある森林、原野等を農用地区域として設定し、農地（畑）として活用する。

土地の種類	所在（区域）	所有者または 管理者	面積(ha)	利用しよう とする用途	備考
森林、原野等	字ニセコ	私有地	9	保全・農地造成	
〃	字曾我	〃	4	〃	
〃	字元町	〃	14	〃	
〃	字有島	〃	9	〃	
〃	字羊蹄	〃	1	〃	
〃	字近藤	〃	13	〃	
〃	字豊里	〃	1	〃	
〃	字里見	〃	2	〃	
〃	字宮田	〃	9	〃	
〃	字富川	〃	5	〃	
〃	字黒川	〃	3	〃	
〃	字福井	〃	9	〃	
〃	字西富	〃	5	〃	
〃	字桂台	〃	1	〃	
計			85		

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農業は、観光と並ぶ基幹産業であり多彩で安全・安心な農畜産物を安定的に供給する役割を担うほか、6次産業化や観光関連産業との連携など本町経済の重要な位置を占めており、今後とも、その持続的な発展を図る必要がある。

このため、ニセコ町農業振興計画が目指す将来像の実現のため、農業・農村の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、土地の農業の利用の確保を図り、意欲ある担い手への農地の利用集積とその効率的な利用を促進する。

また、離農による農地の荒廃、高齢化や担い手不足等による農地の遊休化が進んでいるため、耕作放棄地再生利用対策や農地の流動化促進に努める。

耕地の種類別の土地利用については、地域の特性を活かした土地利用型作物のほか、高収益作物や野菜を組み入れた複合経営、畜産などの営農体系に応じ、必要な農地の土地利用を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
ニセコ町	2,651	2,578	-73	—	—	—	—	—	—	19	19	0	2,671	2,597	-74	102
計	2,651	2,578	-73	—	—	—	—	—	—	19	19	0	2,671	2,597	-74	102

イ 用途区分の構想

(ア) 北部地区 (A-1)

尻別川流域の平坦部にある水田は水利条件等に恵まれているので機械化作業体系を前提とした圃場整備を行い水田として利用する。ニセコアンヌプリに向かって展開している農用地については総体的に畑であるが、ニセコ連山を水源とする小川の侵食は幾筋もの深い沢となっており、農業生産の合理化を阻害している。また、ニセコ山麓一体は観光開発の進捗に伴い農家の生産意欲に微妙な影響を与えているが、農用地の基盤整備を行い、大型機械一貫作業体系を前提とした畑とし、効率的な利用を図る。

(イ) 東部地区 (A-2)

尻別川支流の真狩川、カシュンベツ川、第2カシュンベツ川流域の平坦部にある水田は水利条件等に恵まれた優良な水田地帯なので、機械化作業体系を前提とした圃場整備を行い、水田として利用する。羊蹄山麓に展開する農用地については、農用地の基盤整備を行い、大型機械一貫作業体系を前提とした畑とし、効率的な利用を図る。

(ウ)南西地区（Ａ－３）

尻別川支流のルベシベ川、名無川、昆布川流域は水利条件に恵まれ、気象条件も良く安定生産地帯であることから、機械化作業体系を前提とした圃場整備を行い水田として利用する。昆布岳山麓に連なる畑地については、農用地の基盤整備を行い、大型機械一貫作業体系を前提とした畑とし、効率的な利用を図る。また、家畜の放牧地としての利用も行っている。

(エ)南東地区（Ａ－４）

ルベシベ川上流域の採草放牧地跡については、自然的条件から森林振興施策との調整を図り、森林の持つ公共・公益的機能が発揮できるよう効率的な利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しない。

２ 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内の土地8,687haのうち、農用地区域に含まれる既存農用地等2,717haは、農地2,595ha、農業用施設用地20ha、山林原野その他等102haの土地利用区分とする。

土地基盤整備の状況は、排水路整備として、名無川流域及びカシュンベツ川流域の国営直轄明渠排水事業、同じく道営事業としてカシュンベツ川の明渠排水事業を実施している。農地整備関係では、農業構造改善事業、新農業構造改善事業を始め各種道営、団体営事業で農地造成、草地造成、圃場整備等の事業を実施してきたが、事業規模も小さく全圃場の一体整備にはいたっておらず、小区画や急傾斜、排水不良等の条件不利地が多い。

規模拡大による農作業の効率を図る上で、農用地の区画整理、排水整備、勾配修正等の整備は益々重要となっているため、本地域では国営による農地整備事業の平成26年度から実施しており、現在、事業計画に沿って農地整備を実施している。

また、乳用牛を主とする畜産は、飼料生産コストの低減及び労働生産性の向上と良質な自給飼料の安定供給を図るためTMRセンターの効率的運営と計画的な草地整備を実施する。

地域開発の基盤となる道路網の整備は、これまで道営農免農道、道営一般農道、ふるさと農道等の事業を実施しており、比較的整備率は高い。

(ア)北部地区（A－1）

尻別川流域の平坦地にある生産の安定した水田の圃場整備とニセコ山麓の畑地帯の区画整理や勾配修正、排水整備、農道整備等の施行により、機械の効率的な利用に適応する生産性の高い農地の整備を図る。国営による地区内の458haを対象とした農地整備事業と農業公社営による草地整備事業を実施中である。

(イ)東部地区（A－2）

真狩川、カシュンベツ川流域の安定地帯の水田の圃場整備と羊蹄山麓の畑地帯の総合的な土地改良を行い、機械の効率的な利用に適応する生産性の高い農地の整備を図る。国営による地区内の331haを対象とした農地整備事業の調査計画及び農業公社営による草地整備事業を実施中である。

(ウ)南西地区（A－3）

尻別川、昆布川、ルベシベ川、名無川流域の平坦地にある水田は生産が安定しているが未整備の圃場が多いので、区画整理や客土・暗渠排水などの圃場整備を行う。昆布岳山麓の畑地帯の土地改良を行い、機械の効率的な利用に適応する生産性の高い農地の整備を図る。国営による地区内の719haを対象とした農地整備事業と農業開発公社営による草地整備事業を実施中である。また、公共牧野についても更新の時期にきていることから計画的に草地更新を行う。

(エ)南東地区（A－4）

ルベシベ川上流域の採草放牧地については、自然的条件から森林振興施策との調整を図り、森林の持つ公共・公益的機能が発揮できるよう効率的な利用を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		事業期間 事業費	対図 番号
		受益地区	受益面積(ha)		
国営緊急農地再編整備事業	区画整理 A=1,490.0ha 暗渠排水 A=1,290.0ha 石礫除去 A= 601.0ha 客 土 A= 304.0ha	北部、東部、南西	1,490ha	H26～R9 24,310,000 千円	①

付図2号 農業生産基盤整備開発計画図 別添

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、地球温暖化防止、国土保全、自然環境保全、水源かん養、景観形成等の多面的な機能を有している。

農業生産基盤の整備及び開発にあたっては、ニセコ町森林整備計画やその他森林振興施策との調整を図り、森林の持つ公共・公益的機能の保全に配慮する。また、農道の整備にあたっては、林道との連続性を考慮した整備を進め、農作業と森林施業の一体的な生産性の向上を図る。

4 他事業との関係

道路整備、治水・治山事業、上水道整備及び情報基盤整備等の各公共的事業について、農業振興地域整備計画と整合性を保ちながら推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷により農地の遊休化や耕作放棄地が増加する傾向にある。こうした農地の荒廃を防ぐため、農業委員会を核にした農地の利用調整活動や農地保有合理化事業の取組みを進めるとともに、耕作放棄地の再生と併せて、担い手への農用地の利用集積を推進し、農地の有効利用を図る。

また、山間地の農地については、中山間地域等直接支払事業等の活用により、農業生産活動を維持し、農地を良好な状態で保全する。

さらに、農地・水保全管理支払交付金制度による取組みを引き続き行い、農村の持つ多面的機能を引き出す地域ぐるみの活動により、豊かな農村景観の形成と生態系保全を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		事業期間	対図番号
		受益地区	受益面積(ha)		
中山間地域等直接支払事業	—	ニセコ、 昆布、瑞穂	46.16	R2～R6	①
日本型直接支払事業 (多面的機能支払交付金事業)	生態系保全、水質保 全、景観形成・生活 環境保全、資源循環	全域	2,258	R7～R10	②

付図3号 農用地等保全整備計画図 別添

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理不十分による農用地の機能低下を防止するため、農業委員会と連携し耕作放棄地調査・農地パトロールにより農用地の利用状況の把握に努め、農地の有効活用を図る。

また、新たに創設される農地中間管理機構により認定農業者等の担い手への農地集積と集約化により農業構造の改革と生産コストの削減を協力で推進する。

平坦地に比べ、農業の生産条件が不利な中山間地域等においては、中山間地域等直接支払事業における集落協定の締結により、適切な農業生産活動を維持し、耕作放棄地の発生防止を推進する。

さらに、日本型直接支払制度により、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進する活動を通じて、農地、農業用水路、農道の保全や、農村の自然環境や景観の形成などの多面的機能の発揮を促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

ニセコ町森林整備計画やその他森林振興施策との整合性を保ちながら、農用地等の保全を図るとともに、公共・公益性の高い植林や開発行為などを行う場合は、農用地区域から除外する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業経営の目標とすべき経営規模とその方向については、ニセコ町における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業並の生涯所得に相当する年間農業所得（一経営体当たり 480 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり 1,800～2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体の本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

本町の代表的な農業経営体の営農類型モデルとして8個別経営体の営農類型を示す。

	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
家族経営体	稲作専業	25.0	水稻、秋まき小麦、大豆	—	—
	田畑複合	18.0	水稻、馬鈴薯、大豆、秋まき小麦、スイートコーン、メロン、かぼちゃ、緑肥	—	—
	畑野菜複合①	20.0	馬鈴薯、大豆、小豆、秋まき小麦、にんじん、かぼちゃ、緑肥	—	—
	畑野菜複合②	15.0	馬鈴薯、大豆、小豆、秋まき小麦、スイートコーン、メロン、緑肥	—	—
	畑野菜複合③	10.0	馬鈴薯、大豆、小豆、秋まき小麦、ゆり根、メロン、アスパラガス、緑肥	—	—
	野菜専業	3.0	トマト、アスパラガス、ゆり根、緑肥	—	—
	酪農専業 50 頭	43.0	生乳販売、個体販売、牧草地、とうもろこし	—	—
	酪農専業 80 頭	68.3	生乳販売、個体販売、牧草地、とうもろこし	—	—
組織経営体	酪農専業 508 頭	304.3	粗飼料生産、TMR 調整・供給	—	—

（注）農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

離農や担い手の高齢化、後継者不足等により耕作放棄地や遊休農地の発生が懸念されているが、一方では、規模拡大や農作業の近代化による生産性の向上により経営の安定を図ろうとする意欲的な担い手や、新規就農を目指す者も多く存在する。

これらの経営体への農用地の円滑な利用集積を推進するため、農業委員会を核とした利用権設定等促進事業や、新たに創設される農地中間管理機構が、農地所有者と農業経営者の間に、農地の賃貸借を通じて介在し、農地利用の再配分を行うこと等により、農業経営の規模の拡大、利用する農地の集団化、農業への参入の促進その他の農地利用の効率化及び高度化の促進を図る。

荒廃した耕作放棄地に係る農地利用調整を更に促進し、引き受け手が作物再生再開に向けた条件整備に一層取り組みやすくなるよう、耕作放棄地再生利用対策や戸別所得補償制度の再生利用加算の取組み、町単独の農地流動化支援等総合的に支援する。

また、大規模な農地の区画整理、用排水施設等の整備にあたっては換地等の手法を取り入れ、意欲ある経営体への農地の集積を図るとともに、農作業の受委託や法人化による企業的な経営を推進するなど、力強い経営体を育成する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町における農業の基本方針は、地域循環型クリーン農業の実践による環境保全と安全・安心な農業の推進である。町堆肥センターで生産される上質な完熟堆肥により、土づくりを基本とした地域循環型クリーン農業の推進と減農薬、減化学肥料栽培など安全・安心な農畜産物を生産し、消費者(地)に支持される農業の実現を目指すとともに、豊かな自然環境の維持保全と産業と地域の共生を図る。

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を目指し、計画的な作付けと安定生産により重点作物の産地化を推進する。水田では、高品位米としての産地確立と転作大豆・小麦の定着と品質向上を目指す。また、一方では野菜や花きなど高収益作物の導入による集約化や複合経営を目指し、農業所得の向上を図る。畜産は、機械施設の有効利用と良質な自給飼料の供給を図るためTMRセンターの効率的運営を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営を確立するためには、経営規模の拡大等生産性の向上や経営の多角化を進めることが重要であるため、意欲ある担い手への農地利用集積の促進と生産基盤の近代化を図るとともに、農業経営の体質強化と企業的な経営管理を推進する。

本地域は、小河川の浸食により分断された地形と多様な経営形態、戸あたり経営耕地規模が小さいことなどから、土地改良事業が遅れ生産性を著しく阻害している。区画整理、傾斜緩和、除礫、排水対策など生産基盤の整備が急務とされており、国営農地整備事業による計画的な農地の整備を実施する。

また、離農や担い手農家の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地や遊休農地が増加の傾向にあることから、農業委員会と連携し耕作放棄地再生利用対策や農地利用集積円滑化事業を推進し優良な農地の保全に努める。

緑豊かな農村景観はニセコ観光の重要な資源でもあり、地場産の新鮮な農産物の提供、グリーンツーリズムや6次産業化の推進等、農業と観光・商業が連携した地域経済の活性化を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業計画書及び森林整備計画等との整合性を保ちながら、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るとともに、公共・公益性の高い植林整備及び開発等を行う場合は、農用地区域から除外する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域の重点作目は水稲、畑作では馬鈴薯、豆類、小麦、野菜では施設野菜のトマト、メロン、露地野菜のアスパラガス、メロン、スイートコーン、かぼちゃ、ゆり根、にんじん、ブロッコリー、畜産では酪農で、これらの重点作目の生産振興を図るため、既存の農業近代化施設の有効活用、収穫機や集出荷施設の整備や合併農協の広域的利用を視野とした集出荷・流通システムの整備を推進する。

また、農作業の共同生産体制や異業種連携による受委託体制の組織化を図り、積極的な農地の利用集積と生産性の向上を図る。

(1) 水稲

水稲は、優良品種の導入、高品位米生産技術の普及や直播栽培、不耕起栽培などのコスト低減技術などを検討する一方、現在8割程度が実施している yes! クリーン栽培の普及率を100%とし、安心・安全で良食味な高品位クリーン米の産地確立を目指す。高品質で知られる酒造好適米の栽培についても同様とする。

既存機械、施設の有効利用と組織化による共同利用を促進するとともに、農作業の受託について検討を進める。

米穀集出荷貯蔵施設の機能増強や自然エネルギーを利用した低温倉庫の導入等、品質の保持・向上が可能な集出荷体制の整備と、積極的なクリーン米のPR・販売促進を行い高品位クリーン米のニセコブランド化を図る。

(2) 馬鈴薯

圃場条件の改善と適正な輪作体系の確立により生産性の向上を図る。

既存機械の有効利用と農協共選によるメリットを活かした有利販売と労働の省力化を図る一方で、農業者で組織する各出荷組合が個選で出荷する馬鈴薯については、古くから国内屈指の馬鈴薯生産適地として知られており、ニセコのブランド化やイエスクリーン栽培など安心・安全な農産物として特化した販売を行う。

(3) 豆類

営農集団を組織し、一連作業機を有効利用し省力化と合理化をはかる。特に大豆については、コンバイン収穫、乾燥調整など機械化栽培一貫体系の確立を推進する。

(4) 小麦類

収穫機械の共同利用や農協乾燥調整施設の利用により、徹底した省力化とコストの低減を図る。また、多収型新品種「きたほなみ」の栽培技術の定着化による安定的な生産性の向上を図る。

(5) 野菜

生産組合や営農集団を組織し、作業機等の有効利用と共に集荷共選施設により生産の省力化、品質の統一と計画出荷による市場への有利性を確保する。また、新規栽培作物や奨励作物の産地確立を図るため、共同育苗施設や集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設等の整備により、高品質で安定的な農産物の生産と管理作業の省力化等を進める。

さらに、有機栽培や減農薬栽培など消費者ニーズに答え、安心・安全なクリーン農産物の供給に努めるとともに、省エネルギー技術の導入等を推進する。

(6) 酪農

酪農は、乳牛の資質向上、安心・安全な生乳生産による生産性の向上と、酪農ヘルパー制度など経営を安定的に継続できる環境の確保を図る。また、コスト削減と生乳生産量の向上をはかるため、良質自給飼料の共同生産体制（TMRセンター）を維持するとともにコントラクター等のシステム整備を検討する。

併せて、肉用牛や育成牛の飼育、養鶏等比較的初期投資の少ない地域の需要に答える多様な経営体の育成を図る。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
該当なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業計画書及び森林整備計画等との整合性を保ちながら、農業近代化施設整備の推進を図るとともに、公共・公益性の高い植林整備及び開発等を行う場合は、農用地区域から除外する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化が進行する中、本町の農業の持続的な展開を図るためには、認定農業者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化の促進、農業後継者のみならず農業外からの新規参入者も含めた就農の促進、農業経営及びこれに関連する活動への女性の参画機会の拡大、高齢者の活動の場の確保を図っていく必要がある。

このため、認定農業者の育成や農業外からの新規就農による担い手の育成・確保を図るための農作業体験施設、就農支援施設、農家住宅等の計画的な整備に努めるとともに、農村女性や高齢者等が意欲と能力を十分に発揮しながら6次産業化や地産地消の地域活動に取り組むために必要な施設の整備を促進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農家住宅	農家住宅	字ニセコ ー	農業者及びその家族	①	
		字曾我 1戸		②	
		字元町 ー		③	
		字有島 ー		④	
		字羊蹄 ー		⑤	
		字近藤 ー		⑥	
		字豊里 ー		⑦	
		字里見 ー		⑧	
		字宮田 ー		⑨	
		字富川 ー		⑩	
		字黒川 ー		⑪	
		字福井 ー		⑫	
		字西富 ー		⑬	
		字桂台 ー		⑭	

付図5号 農業就業者育成・確保施設整備計画図 別添

- (注) 1:「位置及び規模」欄は、字名及びおおよその利用者数を記入する。
 2:「施設の対象者」欄には、農業後継者、新規就農者又はその家族、あるいは他の利用者について記述する。
 3:「農家住宅」の整備計画が具体化した場合には、当該計画に基づく内容に修正する。
 この場合、農用地区域としない土地を含む場合には、「位置及び規模」欄に地番及び当該施設の面積を記入すること。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者や農業生産法人などの育成・確保と担い手への農地の利用集積を図るほか、地域や経営の実状に応じた新たな作目の導入の検討、アグリビジネスなど農業者の創意工夫を活かした経営の複合化・多様化の取組みを支援する。

また、新規就農者の確保を図るため、就農や経営向上のために必要な情報提供体制を整備するとともに、農業の技術・知識の習得への支援、就農準備等に必要な資金手当の支援に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の農業は経営規模も小さく、冬季間は豪雪に営農を阻害される一方、観光を主とした他産業への就業機会に比較的恵まれていることから町内での就労による兼業割合が高い。

こうした傾向は今後も続くことから、恵まれた自然を活用した地場産業の振興を図ることによって農業従事者の就業機会を確保し、経営の安定化を図るとともに専業農家へは農用地の利用集積を行い更なる就業機会の創出を図る。

本町における農業従事者の就業目標は次表のとおりである。

区分	従業地		
	町内	町外	合計
第1種兼業			45
第2種兼業			15
恒常的勤務			8
自営兼業			5
出稼ぎ・日雇・臨時雇			3
総計	—	—	60

(注) 資料：ニセコ町調べ

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

引き続き恵まれた資源を活かした観光の振興や新たな情報通信産業の誘致など、地域経済の活性化を図るとともに、農業従事者の参画による地場農畜産物の加工化、産直・直売等の展開、農家レストランの開設やグリーンツーリズム、6次産業化の推進など、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

専業農家については、担い手への農用地の利用集積による規模拡大や経営の法人化を推進するなど、農業経営の安定化と更なる就業機会の創出を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町ではこれまで、農道や水道、情報通信施設等の生活環境基盤の整備とともに、コミュニティ活動の拠点となる集会施設等の整備を通じて、農村地域の生活環境の向上を図ってきた。また、農地・水保全管理支払交付金制度による取組みを行い、農村の持つ多面的機能を引き出す地域ぐるみの活動により、豊かな農村景観の形成と生態系保全を図っている。

今後も、自然環境に配慮しつつ各種生活環境施設の整備や地域の幅広い諸活動の活発化を推進する。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
戸別排水処理施設	合併処理浄化槽 1,019 基	全地区	①	

付図6号 生活環境施設整備計画図 別添

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、国土の保全、水資源のかん養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しておりニセコ町森林整備計画に基づき森林の整備及び保全を実施することとし、農道・林道その他保養施設等の整備にあたっては効率的に実施されるよう配慮しながら推進することとする。

4 その他の施設の整備に係わる事業との関連

第5次ニセコ町総合計画との整合性を図りながら関連する他法令を配慮しつつ事業計画実現に努める。

第 9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）……………該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）
- 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）